

## 国立大学法人大分大学看護職員等処遇改善一時金支給規程

令和4年3月15日

令和4年規程第12号

### (目的)

第1条 この規程は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）における、看護職員等新型コロナウイルス感染症に係る業務に携わる職員（以下「看護職員等」という。）に対する処遇改善のための施策を踏まえ、大分大学医学部附属病院に勤務する看護職員等に支給する看護職員等処遇改善一時金（以下「一時金」という。）に関し必要な事項を定める。

### (支給対象)

第2条 一時金は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第4条第2項に規定する職員のうち、大分大学医学部附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 医療職本給表（二）の適用を受ける職員
- (2) 医療職本給表（一）の適用を受ける職員（薬剤師業務を行う者を除く。）
- (3) 一般職本給表（二）の適用を受ける職員（看護助手に限る。）
- (4) 一般職本給表（一）の適用を受ける職員（医師事務作業補助業務を行う者に限る。）
- (5) 前各号に規定する職員の業務と同種の業務を行う職員

### (支給要件)

第3条 一時金は、前条各号の職員のうち、令和4年2月1日から令和4年3月31日の間に在職し、かつ、当該在職した月の給与が支給される者に対して支給する。

### (支給額)

第4条 一時金の支給額は、月額3,000円とする。

### (支給方法等)

第5条 一時金の支給日、支給方法等は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）に準ずる。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年2月支給分については、令和4年3月の支給日に、同月支給分と併せて支給する。

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、一時金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。